

議案第四十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年六月十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年六月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」を「日常生活上必要な行為であつて規則で定めるもの」に、「行なう」を「行う」に、「最少限度」を「最小限度」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額（以下この条において「年金補償基礎額」という。）については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。

2 年金たる補償を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を年金補償基礎額とする。

一 前条の規定による補償基礎額が、規則で定める年齢階層（以下この項において単に

「年齢階層」という。）ごとに年金補償基礎額の最低限度額として町長が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢。次号において同じ。）の属する年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層に係る額

二 前条の規定による補償基礎額が、年齢階層ごとに年金補償基礎額の最高限度額として町長が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

三 前項各号の町長が定める額は、地方公務員災害補償法第二条第九項各号の自治大臣が定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- 一 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
 - 二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合
- 第十四条の二中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の二第二項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

- 3 新条例第五条の二の規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）のうち昭和六

十二年二月以後の期間に係る分について、同条の規定（同条第二項第二号に係る部分に限る。）は、年金たる補償のうち施行日の前日の属する月の翌月以後の期間に係る分について適用する。

4 同一の公務上の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。以下この項において同じ。）若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しくは死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる補償（以下「施行後補償年金」という。）の施行日の前日の属する月の翌月以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる補償（以下「施行前補償年金」という。）の額の算定の基礎として用いられた補償基礎額（以下「施行前補償基礎額」という。）が、新条例第五条の二第二項第二号の町長が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前補償基礎額を当該施行後補償年金に係る同項に規定する年金補償基礎額とする。

5 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十三条第一項後段の規定により次順位者に支給するとき、又は同条例第十六条の規定により、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十五条第一項後段の規定の例により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

6 新条例第五条の二第二項第一号の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の議会の議員その他非勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された年金たる補償は、新条例の規定による年金たる補償の内払とみなす。

（規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。